

認地第352号
高齡第383号
平成30年8月17日

養介護施設及び養介護事業所 管理者 様

熊本県健康福祉部長寿社会局長

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の徹底について

各施設・事業所におかれましては「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者に対する虐待の防止に日々取り組んでいただいているところですが、今般、熊本市内の介護事業所において、介護職員による高齢者への虐待により人命が失われるという重篤な事案が発生しましたことは、極めて遺憾であり、誠に残念なことです。

今後、更なる高齢化の進展が見込まれる中、依然として高齢者虐待事案が多数発生しており、憂慮に堪えない深刻な状況にあります。高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることを、改めて深く心に刻んでいただくようお願いいたします。

その上で、虐待の防止・対応は従事者個人の問題だけではなく、その責任は施設及び事業所にもあることを改めてご認識いただき、下記事項に十分ご留意のうえ、高齢者虐待防止の徹底に一層取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 高齢者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち、処遇を行うよう努めなければならないこと、いかなる理由があろうとも虐待は許されない行為であることを再認識し、虐待防止を徹底すること。
- 2 虐待の有無及び虐待防止に係るチェック体制の再確認を行うとともに、虐待防止・権利擁護に関する責任者を設置するなど適切に対処すること。特に、虐待行為の前兆となるような職員の言動や態度が見受けられるなどした場合は、早期改善を促し、虐待の予防につなげること。
- 3 職員の業務と適性を十分に考慮するとともに、モラル及び資質向上に係る研修や、メンタルケアに関する適切な支援を行うこと。また、職員の認知症ケアに関する知識や技術を高めるために、外部の研修受講を促すなど必要な支援を行うこと。
- 4 その他、厚生労働省作成のマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月改訂）を参照のうえ、虐待防止に関するあらゆる取組みを推進すること。

<担当>

認知症対策・地域ケア推進課：今田、矢仁田

TEL 096-333-2216

高齢者支援課：柳邊、井手

TEL 096-333-2219